

別紙2

(記載例)

法定相続情報番号 0000-00-00000

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 県 市 町 番地

最後の本籍 県 郡 町 番地

出生 昭和 年 月 日

死亡 平成 28 年 4 月 1 日

(被相続人)

法務 太郎

住所 県 市 町三丁目 45 番 6 号

出生 昭和 年 月 日

(妻)

法務 花子

以下余白

住所 県 郡 町 34 番地

出生 昭和 45 年 6 月 7 日

(長男)

法務 一郎 (申出人)

住所 県 市 町三丁目 45

出生 昭和 47 年 9 月 5 日

(長女)

相続促子

住所 県 市 町五丁目 4 番 8 号

出生 昭和 50 年 11 月 27 日

(養子)

登記 進

一覧図は、登記所において唯一の番号である「法定相続情報番号」により保管・管理される。法務局で行う不動産登記の申請等手続では、この番号を申請書に記載することで、一覧図の写し(証明書の原本)の添付に代えることができる。

作成日： 年 月 日
作成者： 士
(事務所： 市 町 番地)

- ✓ 法定相続情報一覧図の写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成される。

以下のとおり、申出日を含んだ認証文、一覧図の写しの発行日、登記所名等、登記官印、注意事項が印字される。

頁番号及び総頁数が振られる。相続人が多く、法定相続情報一覧図が 2 枚以上にわたる場合も想定

これは、令和 年 月 日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

令和 年 月 日
法務局 出張所

登記官

職印

注) 本書面は、提出された戸籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続以外に利用することはできない。